

学修の評価

「学生生活ハンドブック（2016名古屋経済大学短期大学部）から」

〔5〕 学修に関する事項

短期大学部における学修は単位制により行われます。

単位制とは、履修登録を行い、登録した科目を基準に従い履修（受講）し、試験に合格することで、その科目ごとに定められている単位を修得していく制度です。

授業・試験を始め大学での学習はすべてこの制度に沿って行われています。科目の履修、卒業に必要な単位等については 25 ページ「6. 授業科目の履修について」の内容を理解して計画的に単位を修得してください。

1. 授業について

(1) 授業出欠席調査について

出欠席調査は受験資格、単位取得認定と関係するので正確に行う。

イ. 調査方法は、出欠管理タブレット、ロールコール、チケット方式などの方法で行う。
ロ. 遅刻、早退は 2 度につき 1 回欠席扱いとする。

ハ. 出席調査において不正が明らかになった者は当該科目の受験資格を失うことがある。

(2) 授業時間中、学生として喧騒その他により、授業または他の学生の受講を妨げ、あるいは妨げるおそれがあるときは、教室から退席を命ずることがある。退席を命ぜられた学生は欠席とみなす。

(3) 授業時間中、学生は授業担当教員の許可を受けることなしに教室に入室し、あるいは退室してはならない。

(4) 学外における実習、見学等においては、本学指導者および関係指導者の指示に従い本学学生としての品位を失わないよう心掛けること。これに反した者はその資格および単位を審議の結果認めないことがある。

(5) 公認欠席について

イ. 公認欠席とは大学が認める公的な事情による欠席で、例えば、学外実習及び学外実習の事前・事後訪問、見学、ゼミ旅行、就職試験、編入学試験、対外試合の参加等をいう。従って本人の病気、事故その他の私的な理由で欠席する場合は含まれない。

ロ. 各科目の完全な理解は正常な授業出席によって得られるものであるので、公認欠席による欠席は通常の欠席回数に含まれ、期末試験の受験資格の対象となる。

ただし、この場合は 13 ページ「3. 試験」(2)のロの規定にかかわらず、公認欠席と他の欠席を合わせ、 $\frac{1}{3} + 1$ 回（通年科目は $\frac{1}{3} + 2$ 回）を越えるときは受験資格を失うこと（失格）になる。

(6) 特別欠席について

次の事項は出席すべき日数から除き欠席扱いとしない。

イ. 忌引（詳細は、41 ページ「忌引」参照）

- ロ. 暴風等災害
 - ハ. 交通機関の事故およびスト（証明書添付）
 - ニ. 学校保健安全法による感染症（診断書添付）
- なお、前記(5)、(6)の事項の願・届は該当事項終了後 10 日以内に各担当に提出すること。

2. 履修上必要な日常の事項

- (1) すべての手続および提出物は、所定期間に正しく行われないものは無効とし、受け付けないので十分注意する。
- (2) 学生への連絡について
 - イ. 学生への連絡はすべて Melos および掲示板にて行う。従って Melos および掲示に十分注意すること。
 - ロ. 掲示期間は原則として 1 週間とする。
 - ハ. 1 週間以上欠席した場合は、本学に連絡し、手続の遅れがないよう注意すること。
 - ニ. 掲示は緊急のものを除き 1 週間前に行う。
 - ホ. 緊急の場合（1 週間前に掲示できなかったもの）には「緊急」と朱記するので特に注意すること。

3. 試験

- (1) 試験の種類

試験の種類は、次の 3 種類とし、それぞれ異なる期間に実施する。

 - イ、期末試験
 - ロ、追試験
 - ハ、再試験
- (2) 期末試験について

次の各項に該当する者は、当該期の試験実施科目に対して受験資格を失う。

 - イ. 履修登録のない者
 - ロ. 該当科目の講義時間の 3 分の 1 を越えて欠席した者。受験資格を失った者を失格者とよぶ。その者については Melos によって知らせる。
 - ハ. 授業料未納者
 - ただし、天災地変その他不慮の災害等のやむを得ない事情で授業料の納付が遅れる者については、授業料納付延納願を指導教員を経て提出し受験資格を認定されたときは、この限りでない。
 - ニ. 試験中不正行為のあった場合は、当該科目およびそれ以降の受験科目すべての受験資格を無効とする。
- (3) 追試験について

追試験は期末試験において受験資格を有する者が正当な事由によりやむを得ず欠席し、正規の手続を経た場合又は再履修、その他履修手続を経た科目が期末試験時間割により、同日、同一时限に2科目以上重なった場合に行う。

追試験の受験資格は本人の願い出により、下記の項に該当せず、かつ審議の結果受験資格を正当と認められた場合においてのみ与えられるものとする。

- イ. 病気欠席で医師の診断書の添付していないもの、又は診断書記載事項不備のもの
- ロ. 通学途上交通機関の不通、延着等により受験できない場合で交通機関の発行する証明書のないもの
- ハ. その他通学中やむを得ない事故の生じた場合で、直ちに教務担当に電話連絡せず、また願い出の許可を受けなかったもの
- ニ. 家庭事情、その他やむを得ない理由による場合で、教務担当に事前に電話連絡せず、また願い出の許可を受けなかったもの

(4) 再試験について

再試験の受験資格は本人の願い出により下記イ、ロ、ハの事項に該当する場合においてのみ与えられるものとする。

- イ. 期末試験においてDのもの
- ロ. 期末試験においてDであり再履修をこころざしたが、時間割上再履修ができなかつたもの

ただし、この場合には、履修登録の際に受験を申請し、教授会が認めたものに限る

- ハ. 期末試験を欠席し追試験の受験資格がないもの

(5) 追再試験をやむを得ない理由で欠席したものに対しては、原則として当該年度に限り別に再試験の機会を与えることがある。これについては教授会の議を経るものとする。

4. 受験上の注意

(1) 試験時間割は、Melos および掲示にて発表される。

学生は、自分の受験科目について掲示内容を熟知しておくこと。試験日時および試験場を間違えた場合は、受験資格を失うことがある。また、そのような理由による追試験は認められないので注意する。

(2) 試験場は試験時間を除き学生の控室として利用できる。ただし、試験開始10分前には一旦廊下に出て、入室手続を行うものとする。試験場に入る時は入口で監督者に学生証を提示し、着席番号札を受け取り、指定された番号の席に着くこと。学生証、着席番号札を机上右上に置く。

(3) 机上には、学生証および着席番号札のほか、指定の持込許可物、筆記用具（下敷きは除く）以外を出しておくことはできない。また、机の中には何も入れてはならない。

(4) 上記(3)以外の所持品については、着席後、監督者の指示に従って、すみやかにそれを各自の座席の下へ置かなければならない。

(5) 試験開始後 20 分を経過しなければ退室できない。退室の際には、答案用紙を指定された場所に提出しなければならない。

(6) その他、注意すべき事項

- ① 遅刻した場合、試験開始後 20 分以内であれば、監督者の許可を得て受験することができる。試験開始後 20 分間を経過した場合は、事情のいかんを問わず受験することができない。
- ② 試験中、監督の指示に従わない場合、学生は退室を命じられることがある。その場合、その科目の受験を無効とする。
- ③ 試験中に不正行為があった場合、不正行為のあった科目およびそれ以降のすべての試験科目（追再試験を含む）について受験資格を失う。さらに、処罰については、別に審議する。

5. 単位修得認定

- (1) 単位修得認定は、試験またはこれに相当する成績結果により認定する。再入学した者の単位修得認定に際しては、再入学前の大学において修得した単位中、本学の単位修得科目と同一とみなされるものは審議の上、認定することがある。
- (2) 本学では成績評価の客観性と厳格性の確保および学生の履修意欲の向上を目的とし、2011 年度から GPA 制度を導入している。GPA (Grade Point Average／成績平均点) とは成績評価に対してそれぞれ GP (Grade Point) を定め、1 単位あたりの成績平均点を示したものである。GP (Grade Point) については当分の間、(4)の表にあるように評語と対応したやや大括りなものとし、評語については、AA、A、B、C および D の 5 段階をもって表し、AA、A、B および C を合格とし、D を不合格とする。合格した科目を再び履修することはできない。GPA は、学業成績に記載されるとともに、一部選考資料としても利用される。

GPA の計算は次のとおりである。なお、GPA の計算式においては、D・S・X・Z の単位数も分母に加算されるので、それらが多いと GPA は低くなる。

$$GPA = \frac{4 \times AA \text{ 単位数} + 3 \times A \text{ 単位数} + 2 \times B \text{ 単位数} + 1 \times C \text{ 単位数}}{AA \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot S \cdot X \cdot Z \text{ の単位数合計}}$$

なお、再履修科目の成績評価および GP は、再履修後のものに更新される。G(合格) は GPA の対象とならない。

追試験の成績は得点の 80% をもって結果とし評価する。ただし、試験が重なる場合、忌引、暴風等災害、交通機関の事故およびスト、学校保健安全法による伝染病、および単位認定とともに学外実習を欠席の事由とする場合には、その成績は得点の 100% をもって評価する。再試験は原則として C 又は D と評価する。

学外実習および実技等の科目中、AA、A、B、C および D の段階区分が困難な場合には、G (合格) および D 又は S (不合格) の 2 段階の評語をもって表す。なお、S

(不合格) の評語の科目については、再試験を実施しない。

- (3) 成績結果は、各学期末に成績一覧表として配布される。また、Melos によっても成績結果を確認できる。学生は成績一覧表を在学期間中保存し、取得単位が卒業要件を満たしているかを確かめなければならない。
- (4) 成績評価を 100 点満点に換算したときの基準と合否の別については次のとおりである。

評語	GP	成績評価を 100 点満点に換算したときの基準	合否の別
AA	4	100 点～90 点	合格
A	3	89 点～80 点	
B	2	79 点～70 点	
C	1	69 点～60 点	
G	—	合格（段階評価が困難）	
D	0	59 点以下	不合格
S	0	59 点以下（再試験対象外科目）	
X	0	失格	
Y	—	無効	
Z	0	欠席	
H	—	保留（学外実習等の科目に該当）	
M	—	休学・退学・除籍	

区分	科目	合格	不合格
教養科目	体育実技 I・II	通常	D または S
専門科目	教育実習	G	S
	実習サポート	G	S
	器楽 I	通常	D または S
	保育実習（保育所）	G	S
	保育実習（施設）	G	S
	実習指導 I	G	S
	保育実習 II	G	S
	保育実習 III	G	S
	実習指導 II	G	S
	実習指導 III	G	S

- (5) 単位修得認定は次の場合行わないか、または保留する。
- イ. 試験又はこれに相当するものにおいて不正行為のあった場合、当該科目およびそれ以降の受験科目すべてを無効にする（追試験および再試験の場合もこれに準ずる）。
- ロ. 授業料納付延納願で延納を認められた学生は、延納期間中授業料納入まで単位認定を保留する。授業料納入時に認定する。
- 延納期日を過ぎても納入しない場合は当該期にかかる単位修得のための試験またはこれに相当するものの結果をすべて無効とする。
- ハ. 再試験料の納入のないものは認定しない。
- ニ. 学外実習において委託実習園より、評価に関する書類などの未到着の場合は単位認定を保留する。
- 関係書類到着しだい単位を認定する。

6. レポート・作品の提出について

レポート・作品の提出方法は、特に指示のある場合を除き、次の要領により提出すること。

- (1) 指定された日時、場所に必ず提出すること。それ以外は受け付けない。
- (2) 本学指定の用紙を使用すること。
- (3) 教務担当に提出となっているレポート（作品）は、指定のボックスに入れること（指定以外のボックスに入れた場合に入れなおしはできない）。

7. 授業及び期末試験等時間帯

(1) 授業時間

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:30 ↓ 11:00	11:10 ↓ 12:40	13:20 ↓ 14:50	15:00 ↓ 16:30	16:40 ↓ 18:10

(2) 試験時間

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:40 ↓ 10:40	11:20 ↓ 12:20	13:30 ↓ 14:30	15:10 ↓ 16:10	16:50 ↓ 17:50